

第22回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年2月24日（金）
開 会 午後2時
閉 会 午後3時45分
2. 場 所 名取市民体育館 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第5号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について
4. 報告事項 (1) 農地法第5条の規定による届出について
(2) 農地法第4条の規定による届出について
(3) 農地使用貸借権解約について
(4) 令和5年度名取市農業労働賃金標準額の設定について
5. 出席委員 (26人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 3番 洞口 ゆかり 4番 武田 由美子
 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和 7番 入間川 康弘
 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳 10番 布田 順一
 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治 13番 松浦 朋子
 14番 引地 長一
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫
 4番 菅野 弘一 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典
 9番 櫻井 勉 10番 武藤 光雄 11番 西山 剛
 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 成田 利顕 主幹 黒澤 千穂
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第22回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時、ただいまから、名取市農業委員会第22回総会を開催いたします。

本日の総会は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員12名、計26名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

5番 入間川 昭一 委員 6番 佐伯 美和 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。昆布谷功治代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（昆布谷功治委員）

第1班代表委員の昆布谷功治です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々と並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年2月24日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島小豆島字宇賀崎121番1、地目は登記田・現況畑、登記面積は695㎡、転用目的は資材置場、貸付人・借受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で1㎡あたり9,093円、総額6,900,000円（土地代金は、宅地63.76㎡を含め

た総額)です。資材置場(アルミフェンス、足場材等)及び資材搬入車両の回転場所としての使用となります。

位置図・公図につきましては、議案書の2ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、県道仙台館腰線が市道愛島線との交差点に隣接する農地です。資材置場への転用で、アルミフェンス・足場材等の資材置場及び資材搬入車両の回転場所とするものです。雨水排水は自然浸透させ、隣接地との高低差はほとんどありませんが、碎石及び排水等について、隣接地に影響を及ぼすことのないよう十分に配慮するよう申し入れし、対応する旨回答いただいたことから、許可については問題ないものと考えます。

番号2、大字・字・地番は増田字後島123番1の一部、地目は登記田、現況は畑で登記面積は1,484㎡のうち298㎡、転用目的は駐車場です。貸付人・貸受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、許可日より10年間、賃料は1㎡あたり月額136円です。公用車4台、就業会員の自家用車6台の駐車と、仮設トイレ1基を設置します。

位置図、公図については議案書の3ページ、審査内容及び土地利用計画図については担任委員会資料3ページから4ページをご覧ください。申請地は、名取北高等学校の南東側、東岩寺前の交差点から東へ200mほどのところにある農地です。農地の一部を駐車場に転用し、10台分の駐車場と仮設トイレを設置するものです。駐車場の車止めには単管パイプを設置し、農地との境界付近には、矢板を使用した簡易土留めを設置するため、隣接するビニールハウスへの土砂の流失等は無いと思われます。また、雨水は計画地に隣接する北側の側溝に放流し、仮設トイレの汚水は定期的に汲み取りを行うとのことでした。よって、隣接農地の営農には支障をきたさないと考えことから、許可については問題ないものと考えます。

議案第1号1番、2番につきましては、2月22日の担任委員会で現地調査を行い、関係者より実情を聴取しました。

○ 議長(大友正一会長)

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員(齋重昭推進委員)

議案第1号1番、2番につきましては、2月22日の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1番につきましては、資材置場として、転用するものであり、周辺農家に影響を及ぼさないよう、十分配慮することをお願いしました。

2番は、駐車場として農地を転用するものであり、隣接する農地への影響について聴取したところ、土留めを設置する等により影響を及ぼさないことを確認しましたので、問題はないと考えます。

○ 議長(大友正一会長)

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等
はございませんか。

○ 5 番（入間川昭一委員）

1 番について、質問します。土地代金は、宅地分を含めた金額で6, 900, 000
円とのことですが、農地代金としては、いくらだったのでしょうか。参考まで教えて下
さい。

○ 事務局（成田局長補佐）

議案書2ページの地図を参照いただきたいのですが、価格は、申請地と申請地の北側
の宅地分を含めた金額であると伺っております。1筆ごとの金額は、把握しておりませ
ん。あくまでも総額です。

○ 11 番（松浦岩男委員）

1 番について質問です。足場材等とありますが、いろいろな種類があり軽いものもあ
ります。積まれる足場の高さや、積んだ足場の倒壊を防ぐ方法等は聞いていましたでし
ょうか。業者によっては非常に高く積むと聞きます。高く積まれた足場資材は、倒壊す
れば周囲は住宅地が多いため住民への被害が懸念されます。高く積む場合も間隔をあけ
るなどの対策を講じていただけるのでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

譲受人の事業所の事業内容は、土木建築の設計施工を主たる業務としている会社です。
松浦委員からご質問がありました足場材の高さ、方法について担任委員会の実情調査で
は高さについては確認していません。申請人へは事務局から高さについて配慮するよう
申し入れしたいと思います。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のと
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」
を議題といたします。それでは、昆布谷功治代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1 班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年2月24日提出。

はじめに番号1と番号2の内容はほぼ同じものですので、番号1と番号2はまとめて説明いたします。

番号1、大字・字・地番は、愛島塩手字十石中13番1、地目は登記畑・現況宅地、登記面積は396㎡です。転用目的は、農業用倉庫建築、申請人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、農業用倉庫1棟平屋建、建築面積99.36㎡。この案件は追認事案であり、始末書の提出有りです。

番号2、大字・字・地番は、愛島塩手字十石中31番1、地目は登記畑・現況宅地、登記面積は366㎡です。転用目的は農業用倉庫建築、申請人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、農業用倉庫1棟2階建、建築面積81.97㎡です。1番同様、追認事案であり、始末書の提出有りです。

位置図・公図につきましては、議案書の5ページ及び6ページ、審査内容及び土地利用計画図については、担任委員会資料5ページから8ページをご覧ください。申請地は、市道塩手鍋坂線の東側に位置しています。申請地西側の新仙台変電所のある山を越えれば、県立がんセンターがあります。

議案第2号1番、2番は、前例のない特殊な案件と聞きました。

議案第2号1番、2番につきましては、2月22日の担任委員会で現地調査を行い、関係者より実情を聴取しました。いずれも農業用倉庫建築による転用であり、すでに土地の造成は完了しています。申請地で盛土しL型擁壁を設置済で、土砂の流出等は無く、排水は暗渠管により北側の既存水路へ放流していることから、周辺農地への影響は無いものと考えます。なお、1番、2番とも、追認案件ですが、平成26年の東北電力の変電所建設に伴う移転であり、当時手続きに当たった東北電力社員と農業委員会事務局担当者間の調整不足が原因と思われます。

この度の申請につきましては、所有者から始末書が、それぞれ提出されており、追認は止むを得ないものと考えます。なお、今回の実情聴取において、所有者に対しては、農地を農地以外に利用するためには、許可又は届出が必要となることを、十分に認識いただくようお願いしました。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第2号1番、2番につきましては、2月22日の担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

どちらにつきましても、土砂の流出を防ぐ擁壁を設置し、暗渠管により排水している事から、周辺農地への影響は無いことを確認しました。いずれも始末書が提出されており、追認はやむを得ないものと考えます。

○ 事務局（成田局長補佐）

事務局から補足説明をさせていただきます。先ほど、昆布谷代表委員が、「今回の案件は前例のないこと」との説明がありましたが、事務局からもう少し詳しい経過を補足説明いたします。この案件はいずれも、東北電力株式会社が愛島の郷団地北側に変電所を建設する事業に伴う移転でした。東北電力側から提供を受けた平成26年8月12日付けの協議記録によれば、東北電力職員から農業委員会事務局の担当者が事前に相談を受け、200㎡未満の転用であれば、申請は不要との説明を受けたという記録が残っていました。このことに関連する追加資料としてお配りしました資料「農地の転用の制限の例外について」をご覧ください。皆様ご存じのとおり農地法第4条と第5条による申請は県知事の許可が必要ですが、一部例外的に許可不要とされている手続きがあります。なお、名取市農業委員会では、例外事項に該当する場合であっても届出書の提出を求めています。今回の事案は、届出書の提出はなされておりました。今回該当の可能性があった例外は、農地法施行規則第29条第1号の後段に基づくもので、その農地（2a未満のものに限る。）をその者の農作物の育成もしくは、養畜の事業のための農業用施設に供する場合となっています。今回の案件は、結果的には、200㎡を超えていました。当時の事務局職員が200㎡を超えた場合は申請が必要となることの説明が不足していたことが原因と考えています。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明と事務局からの補足説明がありました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

事務局からの補足説明について質問します。以前にも農地法施行規則第29条第1号の転用申請の例外規定の関わる案件はありました。200㎡未満との面積要件は、東北電力の担当者もわかっていたはずですが、それともこの案件は、一時転用ということでのものだったのでしょうか。申請者は結果的に200㎡を超える農地に倉庫を建てました。転用面積は200㎡未満に抑え、残りの土地で野菜等を作るべきだったのではないのでしょうか。

○ 事務局（成田局長補佐）

松浦委員のおっしゃるとおりです。本来、農地と非農地は明確に分けて申請するべきところですが、東北電力から提供いただいた資料によれば、建物の周囲のみの面積で算定されていました。電力側は当時の事務局職員から200㎡未満であれば、申請ではなく、届出でよいとの説明を受け、ぎりぎり制限内に収まる様に図面が作られたように見受けられます。なお、実際には耕作が出来ない部分も多く含まれていたことから、この

部分も合わせて申請が必要になることを説明すべき事案であったと考えます。

○ 11番（松浦岩男委員）

案件の場所については、県立がんセンターの裏ということは存じております。申請者の方々は始末書を出せばよいと軽く考えていた節があったのではないのでしょうか。建設した倉庫が200㎡を超えることが分かった時点で、もう少し早めに事務局に相談をすべきであったかと考えます。申請者の方々は農業関係で地区を取りまとめる役職についてたこともある方なので、申請書を出す義務は理解していたのではないかと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次の議案第3号については、相澤喜美委員に関連がありますので、ここで相澤喜美委員には退席をお願いします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。それでは昆布谷功治代表委員、説明をお願いいたします。

○ 1班代表委員（昆布谷功治委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年2月24日提出。

番号1、大字・字・地番は、手倉田字八幡495番、地目は、登記・現況共に畑、外8筆は、登記・現況共に田です。登記面積は畑778㎡、田22,117㎡、合計22,895㎡、権利種別は使用貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は994a、世帯人6人、労力人3人です。備考として、使用貸借権設定で許可日より10年間、後継者への使用貸借です。

番号2、大字・字・地番は、高柳字辻301番2、地目は登記・現況共に田です。登記面積は1,000㎡、権利種別は使用貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は994a、世帯人6人、労力人3人、備考として、

持分2/3の使用貸借権設定で許可日より10年間、後継者以外の持分を後継者へ使用貸借です。

番号3、大字・字・地番は、下増田字台林431番、地目は登記・現況共に畑、登記面積は3,217㎡、権利種別は賃貸借で、貸付人・借受人の住所・氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は89a、世帯人2人、労力人2人、備考として賃借権設定で許可日より10年間、10aあたり9,325円、年額30,000円です。

番号4、大字・字・地番は、増田字大畔464番外8筆で、地目は田で、面積は合計12,913㎡です。権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は1,041a、世帯人4人、労力人5人、備考として贈与で、後継者への贈与です。

番号5、大字・字・地番は、増田字大畔465番2外5筆で、地目は6筆すべて登記・現況共に田で、登記面積は合計11,772㎡です。権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は1,041a、世帯人4人、労力人5人、備考として贈与で、後継者への贈与です。

番号6、大字・字・地番は、飯野坂字下大畔201番1外2筆、地目は3筆すべて登記・現況共に田で、登記面積は合計4,824㎡です。権利種別は贈与、譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおりです。譲受人の経営面積は1,041a、世帯人4人、労力人5人、備考として贈与で、後継者への贈与です。

番号7、大字・字・地番は、愛島笠島字月下179番2で、地目は登記・現況共に田で、登記面積は4,378㎡です。権利種別は賃貸借で、貸付人・貸受人の住所・氏名は議案書のとおりです。借受人の経営面積は231a、世帯人3人、労力人2人です。備考として賃借権設定で、許可日より5年間、10aあたり13,704円、年額60,000円です。

議案第3号につきましては、2月22日の担任委員会で実情を聴取しました。議案第3号1番、2番につきましては、後継者への使用貸借であり、また4番から6番は後継者への贈与であります。いずれも、同居する後継者に対する申請であり、許可については、問題はないものと考えます。3番は、近隣でイチジクを栽培している耕作者への賃貸借で、今回の申請地でも同様にイチジクを栽培することでした。7番につきましては、隣接地の耕作者で、水稻管理等大変熱心な方への賃貸借であるため、許可については問題ないものと考えます。

以上、議案第3号1番から7番につきましては、いずれも農地法第3条第2項の許可要件を満たしているものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に農地利用最適化推進委員の齋重昭委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（齋重昭推進委員）

議案第3号1番から7番につきましては、担任委員会の現地調査に同行いたしました。

1番、2番、そして4番から6番は、いずれも同居する後継者への使用貸借及び贈与であり、許可について問題はないものと考えます。3番及び7番は、近隣耕作者への賃貸借であり、許可要件を満たしていることから、問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

○ 議長（大友正一会長）

ここで、相澤喜美委員に、着席していただきます。

（相澤喜美委員入室）

《議案第4号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

それでは、議案書の31ページをご覧ください。議案第4号農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、令和5年2月10日「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年2月24日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規3件11,137㎡、更新112件647,750.06㎡、

合計115件658,887.06㎡。

2 利用権を設定する土地

田436筆644,971.06㎡、畑23筆、13,916.00㎡、

合計459筆658,887.06㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定114件、所有権移転1件。

② 賃借権の存続期間。3年83件、5年24件、10年7件。

③ 借賃（10a 当り）。25kg 12 件、30kg 11 件、40kg 68 件、
45kg 12 件、50kg 1 件、60kg 6 件、70kg 1 件、5,000 円 1 件、
7,000 円 1 件、10,000 円 1 件。

④ 所有権移転の売買総額。 1,000,000 円 1 件。

⑤ 借賃の支払方法。毎年 12 月 20 日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和 5 年 2 月 28 日予定。

5 詳細につきましては、議案書の 32 ページから 52 ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたが、これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第 4 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第 4 号は原案のとおり承認といたします。

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第 5 号に入る前に、私に関連する議案のため、ここで議長を引地職務代理と交代し、私は一時退席いたします。

（大友正一会長退室）

《議案第 5 号 名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について》

○ 議長（引地長一職務代理）

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。引き続き議事を進めます。議案第 5 号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」を議題といたしますが、議案説明のため、説明員の入室を許可してもよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

○ 議長（引地長一職務代理）

「挙手全員」でありますので、説明員の入室を許可します。

○ 議長（引地長一職務代理）

それでは、事務局、説明員、お願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

それでは、議案書 53 ページをご覧ください。議案第 5 号「名取農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」令和 5 年 2 月 24 日提出。このことについて、令和 5 年 2 月 2 日付けで名取市長から、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、別紙「名取農業振興地域整備計画変更理由書（案）」に基づいて変更したいの

で、当該計画変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会の意見を令和5年2月28日まで求められているので提案する。意見を求められている内容については、名取市生活経済部農林水産課職員の説明を求めます。

- 農林水産課（相澤課長補佐）

農林水産課の相澤と熊谷です。熊谷の方から詳細について説明をいたします。

- 農林水産課（熊谷主事）

議案第5号について、農林水産課の熊谷が説明します。別紙資料、右上に559号と付番されている「名取農業振興地域整備計画の変更について」をご覧ください。

農業用施設の建設に伴う用途変更ですが、農業振興地域内の農地に畜舎、乾燥用施設等農業用施設を建設する場合、農振法上の用途区分を農用地から農業施設用地に変更する必要があります。今回、2件の用途区分変更の申出がありましたので、ご意見をお伺いするものです。

1件目の申出の土地所在地は、下余田字草倉田650番地、農業生産の状況は蔬菜畑、地目は登記・現況共畑、面積999㎡のうち、400.40㎡を変更するものです。事業計画者、土地所有者の住所・氏名は、別紙資料7ページのとおりです。自宅の東側隣接地に乾燥調整施設を建てるための用途変更です。対象地の地図は別紙資料8ページ、航空写真は10ページになります。施設は既に建設されており、この案件は追認案件となります。

用地区分変更後に農地法第4条の申請を行うこととなっております。

2件目の申出の土地の所在地は、下増田字女ヶ池37番1、農業生産の状況は大豆、地目は登記田・現況畑、面積は1,757㎡、事業計画者、土地所有者は、別紙資料13ページのとおりです。対象地は、別紙資料15ページの地図と別紙資料17ページの航空写真をご覧ください。市道閑上南北線と増田川に挟まれた狭隘な土地で、利便性が低く、たい肥置場と農作業機械置場に利用したいとの申請計画です。いずれも農業用施設の建設のための申請であり、農振地域の除外ではなく用途区分の変更で、このことについて、意見をお伺いします。

- 議長（引地長一職務代理）

ただいまの質問について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（引地長一職務代理）

「なし」との声があがりました。ここで説明委員に退席していただきます。

（説明員退席）

- 議長（引地長一職務代理）

それでは、採決いたします。議案第5号について、農業委員会の意見として、「当該変更特に意見はない」ことに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○ 議長 (引地長一職務代理)

挙手全員であります。議案第5号については、先ほどのおりいたします。事務局よろしく願いいたします。会長に関連する議事が終わりました。ここで議長を降りさせていただきます。

(大友会長入室)

《議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について》

○ 議長 (大友正一会長)

それでは、引き続き議事を進めてまいります。議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」を議題といたします。議案説明のため、説明員の入室を許可してもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○ 議長 (大友正一会長)

一同から「はいの」声があがりましたので、説明員の入室を許可します。

○ 議長 (大友正一会長)

それでは、事務局、説明員お願いします。

○ 事務局 (成田局長補佐)

それでは、議案書54ページをご覧ください。議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」このことについて、令和5年2月2日付け名農水発第560号により、名取市長から、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第5項により、別紙「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)」のとおり定めたいので、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第2条の規定に基づき、農業委員会の意見を求められているので提案する。意見を求められている内容については、農林水産課担当職員の説明を求めます。

○ 農林水産課 (熊谷主事)

農林水産課の熊谷から説明をさせていただきます。右上に第560号と付番された別紙資料及びA4用紙1枚に印刷された、「農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて」をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法により、認定農業者等の農業経営者の育成や農用地の利用集積目標を市町村が定めることとされています。令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が成立しました。宮城県は、基盤法に則った基本方針を一部変更しました。「市は県が定めた基本方針に即する」とされていることから、県の基本方針

が変わったため、市は基本構想を変更することが必要となりました。今回案を作りましたので、皆さんの意見をいただきたく存じます。市の基本構想は、令和4年3月に変更したばかりですが、法律が変わった部分を追加訂正するもので、重要な数値目標の変更はありません。新たに追加したのは、第3「農業を担うものの確保及び育成に関する事項」で、今まで第5の6とされていましたが、国と県による法律の趣旨に則り、重点課題として大きな項目として掲げました。二つ目の重点課題として、「地域計画」があります。昨年度までの「人農地プラン」を、発展させた形として「地域計画」に名称が変わり実施していくこととなりましたので、修正を加えて新たに追加しました。詳しくは別紙資料第560号の新旧対照表をご覧ください。変更部分、追加された部分は資料左側に朱書きしております。第3「農業を担うものの確保及び育成に関する事項」については別紙資料3ページをご覧ください。第3の1は新しく加えられた部分となります。国から市町村の農業を担う者の確保及び担う者の考え方、就農者の確保、希望者の受け入れ態勢の確保、市町村内の関係機関との役割分担、連携の考え方、市町村が主体的に行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方、取組について記述するようにとの指示を受けての記載となります。別紙資料4ページ5ページの第3の2から4については、これまでの第5の6を移しました。別紙資料6ページの第4「効果的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」の2についても追加した部分となります。国から地域全体で農用地の利用関係の利用集積を行うため、市町村全体、地域ごとの農用地の利用状況や営農活動の実態等の現状、これらを踏まえた今後の農用地利用等の見通し認定農業者等への農用地の利用集積や地域における農用地の集団化・集約化の、将来の望ましい農地利用の在り方又はこれを実現するための具体的な取り組みの内容、関係機関及び関係団体との連携について記述することとの指示を受けての追加部分となります。別紙資料8ページは、「人農地プラン」が「地域計画」に変わったことについての記載となります。協議の場についての記述です。国の方からは協議の場の設置方法として、開催時期、開催にかかる情報提供の方法、参加者、協議すべき事項、相談窓口の設置、地域計画の区域の基準として農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準、その他第4条第3項第1号に掲げられる事項について地域計画の策定の進め方や地域計画に基づく農用地の利用権設定等の進め方等についての記述が必要であるとの指示を受けて作成したものを記載しております。その他追加部分としては、追加資料10ページ、農業協同組合が行う農作業の受委託、あっせんの促進その他委託を受けて行う農作業の実践の促進する事業について、若干の追加を行いました。

以上大きく分けると3つの部分に記載を追加しました。法律に沿ってこのような考えで市町村は行うということで変更案としてまとめました。この案については、農業委員会で意見を頂戴し、農業協同組合からも意見を頂戴し、宮城県に諮り、最終的には知事に伺い、決定するという流れになります。内容的には、国・県からの指示の内容でまと

めました。市としての目標値は今年の3月に定めてあり今回は小幅な修正となります。
ご意見よろしくお願ひします。

○ 議長（大友正一会長）

ただいまの説明について、ご質問はありませんか。

○ 11番（松浦岩男委員）

別紙資料4ページで「市が主体的に行う取組」について、関係機関との連携・役割分担、宮城県農業大学校等関係機関とどの様な形での連携を進めようとしているのか。市でも模索していることと思いますが、どの様にして行うのか市のイメージを伺いたひと思ひします。

○ 農林水産課（相澤課長補佐）

基本的な事としてはただ今熊谷から説明のあつたとおひですが、今までの「人農地プラン」においては市内11地区に分けてあります。人農地プラン策定の11地区をベースに、地域の方々の意見、農業委員、農地利用適格化推進委員の方々にも協力をいただきながら、地域計画策定を進めてまいりたいと思ひます。令和5年度におきましては、足がかり的に進めていきたいと思ひます。また、目標地区については、市と農業委員会とで作っていきたくておひしますので、よろしくご協力をお願ひします。

○ 11番（松浦岩男委員）

宮城県の方からは、今年から地域計画に力を入れるという計画を聞いています。農業委員、農地利用最適化推進委員は今後このことについて、様々な会議への出席を求められることになると思ひます。事務局は、ひな形ができたら迅速に提示をお願ひします。農業者の皆様を農地を集約することについては、難しいことだと思ひます。進めていくうえでの情報をいただきましたなら、委員の方へ速やかに流していただきますようお願ひします。

○ 議長（大友正一会長）

このことについては、宮城県の方から提示されたばかりでもあり、資料もいただいたばかりです。この場で意見を述べることは難しいと思ひます。意見の回答について宮城県も猶予期間を付与しています。説明者には、ここで退席いただき、これからのことを事務局で練ったうえで、意見としたいと思ひます。

（説明員退席）

○ 議長（大友正一会長）

議案第6号について、農業委員会の意見としては、賛成の方でよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（大友正一会長）

議案第6号については、先ほどのとおひといたします。事務局よろしくお願ひします。

《報告事項（１）農地法第５条の規定による届出について》

《報告事項（２）農地法第４条の規定による届出について》

《報告事項（３）農地使用貸借権解約について》

《報告事項（４）令和５年度名取市農業労働賃金標準額の設定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（１）「農地法第５条の規定による届出について」、報告事項（２）「農地法第４条の規定による届出について」、報告事項（３）「農地使用貸借権解約について」、報告事項（４）令和５年度名取市農業労働賃金標準額の設定についてを一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（黒澤主幹）

別紙議案書により報告事項（１）から（４）について説明を行い、届出を受理した旨及び、標準額を設定した旨を説明した。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、報告事項（１）から報告事項（４）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（成田局長補佐）

〔令和４年度遊休農地の対応状況及び今後の対応についての報告を行った〕

〔議案第６号に関連する地域計画に関する宮城県から提供のあった資料を説明した。〕

〔３月２日開催の農地利用最適化推進委員研修会についての説明を行った〕

〔農地等の利用の最適化の推進に関する方針（案）及び令和５年度最適化活動の目標の設定（案）の確認について説明を行った〕

○ 事務局（黒澤主幹）

〔令和５年度行事予定について説明を行った〕

○ 事務局（松野局長）

〔３月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第２２回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後3時45分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年2月24日

名取市農業委員会
議 長

署名委員 5番

署名委員 6番
